

# コーポレート・ガバナンス報告書

最終更新日 平成 27 年 9 月 11 日  
会社名 WB F リゾート沖縄株式会社  
会社名（英訳） WBF Resort Okinawa Co., Ltd.  
本店所在地 沖縄県豊見城市字瀬長 174 番地 5  
代表者役職氏名 代表取締役 兼城 賢成  
問合わせ先 098-840-1775  
URL <http://www.wbfresort-okinawa.com>  
証券コード 6179

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は次の通りです。

## I. コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

### ■ 1. 基本的な考え方

当社は経営理念である「お客様に夢と感動を伝える最高のサービスを提供する」事を事業活動における最も重要な目的としており、お客様に夢と感動を伝える事で、継続的に企業価値の増大に繋げることが出来ると考えております。経営理念の実現に向けて当社は、事業環境の変化に迅速に対応できる効率的で効果的な組織体制及び諸制度を整備するとともに、当社のフィロソフィーの一つ「ガラス張りの経営をする」という考え方から、株主や投資家に対する的確な情報開示に取り組むことが、当社のコーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方であり、経営上の最も重要な課題のひとつとして位置づけております。当社は、公正かつ効率的な経営に取り組むにあたり、コーポレート・ガバナンスが重要な課題であると認識しており、経営の意思決定の内容及び過程を明確にし、利害関係者の意思や利益を適切に反映し株主から信頼される経営を目指しております。

### ■ 2. 資本構成

(1) 外国人株式保有比率 0 %

(2) 大株主の状況

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
近藤康生	40,000	100.0
計	40,000	100.0

(3) 支配株主の有無(親会社を除く) 無

(4) 親会社の有無 株式会社ホワイト・ペアーファミリー

### ■ 3. 企業属性

(1) 上場取引所及び市場区分	TOKYO PRO Market
(2) 決算期	3月
(3) 業種	サービス業
(4) 直近事業年度末における従業員数	100人未満
(5) 直近事業年度末における（連結）売上高	100億円未満
(6) 直近事業年度末における連結子会社数	10社未満

### ■ 4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主保護の方策に関する指針

当社は、主要株主と取引を行う際は、少数株主の権利を不当に害することのないよう、その可否、条件等につき十分な協議・交渉を行い、当該取引等の必要性および当該取引等の条件が第三者との通常の取引の条件と相違しないことを十分に確認するものとして、少数株主の保護に努めてまいります。

### ■ 5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情

該当事項はありません。

## II. 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

### ■ 1. 機関構成・組織運営等に係る事項

(1) 組織形態	監査役設置会社
(2) 取締役関係	
① 定款上の取締役の員数	5名
② 定款上の取締役の任期	2年
③ 取締役会の議長	社長
④ 取締役の人数	3名
⑤ 社外取締役の選任状況	選任していない
イ. 社外取締役の人数	0名
ロ. 社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	0名
ハ. 会社との関係（1）	該当事項無し
ニ. 会社との関係（2）	該当事項無し
(3) 監査役関係	
① 監査役会の設置の有無	設置していない
② 定款上の監査役の員数	3名
③ 監査役の人数	2名
④ 監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況	
当社は大会社ではないため、会計監査人を設置しておりませんが、監査法人やまぶきとの間で金融商品取引法に準じた監査契約を締結しております。また、内部監査部門である経営企画室の内部監査担当者との間で監査実施状況に関して日常的に協議、連携を行っております。	
⑤ 社外監査役の選任状況	
イ. 社外監査役の人数	1名
ロ. 社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	0名

#### ハ. 会社との関係（1）

氏名	属性	会社との関係（※1）								
		a	b	c	d	e	f	g	h	i
玉城 幸一	他の会社の出身者									○

※1 会社との関係についての選択項目

- a 親会社出身である
- b その他の関係会社出身である
- c 当該会社の大株主である
- d 他の会社の社外取締役又は社外監査役を兼任している
- e 他の会社の業務執行取締役、執行役等である
- f 当該会社又は当該会社の特定関係事業者の業務執行取締役、執行役等の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずるものである
- g 当該会社の親会社又は当該親会社の子会社から役員としての報酬等その他の財産上の利益を受けている
- h 本人と当該会社との間で責任限定契約を締結している
- i その他

#### ニ. 会社との関係（2）

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	当該社外監査役を選任している理由
玉城 幸一		—	取締役会に出席し中立の立場から客観的な意見を述べるとともに、年数回定期的に事業所実査を行うなど、内部統制システム構築状況および運用状況を監視、検討しております。選任に関して、豊富な経営経験、銀行業務における財務業務及び監査知識からの知見により、適正な監査と助言が期待できます。当社との人的関係・資本的関係・取引関係又はその他の利害関係は一切ありません。

#### （4）独立役員関係

- ① 独立役員の人数 0名
- ② その他独立役員に関する事項 当該事項はありません。

#### （5）インセンティブ関係

当該事項はありません。

#### （6）取締役報酬関係

- ①（個別の取締役報酬の）開示状況： 開示していない
- ② 該当項目に関する補足説明  
平成 27 年 3 月期における当社の取締役報酬は以下の通りであります。  
取締役に支払った年間報酬総額 8,772,000 円
- ③ 報酬額又はその算定方法の決定方針の有無： あり  
取締役の報酬は、株主総会の決議に基づく限度額の範囲内で、その具体的な配分は取締役会で決定する事ができるとされております。

#### （7）社外監査役のサポート体制

社外取締役に対し、重要事項に関しては必要に応じ、電子メールやグループウェア等を利用した事前説明を行い、意思決定をサポートしております。また、監査役監査に必要とされる情報を隨時提供する他、社外監査役からの質問、要望に対して迅速に対応する等、監査活動をサポートしております。

### ■ 2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項

（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要）

当社は、会社法で定められた取締役会を開催し、法令で定められた事項や経営に関する重要な事項を決定すると共に、業務遂行の状況を逐次監督しております。

#### (1) 取締役会

経営上特に重要な事項についての合議機関として、取締役会を設置し、毎月1回の頻度で定期開催を行うとともに、機動性確保の観点から必要に応じて臨時開催を実施しております。この取締役会は3名から構成されております。次に、取締役会における判断を補完しつつ迅速かつ効率的な業務執行の実現を目的とする機関として経営幹部会を設置し、毎月4回の頻度で定期開催を行っております。この経営幹部会は取締役3名及び各事業長3名の計6名より構成されております。これにより、経営上重要な事項についての慎重な審議及び判断と業務執行の迅速化を両立しうる体制を実現しております。

#### (2) 監査役

当社は監査役制度を採用しております。監査役は取締役会やその他内会議に出席し、取締役の業務執行を監督すると共に、リスク管理・コンプライアンスを監視できる体制をとっています。また、代表取締役及び内部監査担当者と定期的に会合を持ち、問題点を報告しております。監査法人とは監査方針について意見交換を行い、監査結果や会計監査人が把握した内部統制システムの状況及びリスクの評価等に関する意見交換を、会計監査人との間で適宜行う等、緊密な連携を維持しております。

#### (3) 内部監査

会社規模が比較的小規模なため内部監査を専任とする部署は置かないものの、内部監査に対する独立性を保つため、管理部門に関してはレンタカー事業部担当取締役、他部門に関しては管理部担当取締役にて行っております。また、監査を実施するにあたっては監査役と情報交換を隨時行い、連携しながら効果的・効率的な監査を実施しております。

#### (4) 会計監査

当社は監査法人やまぶきと監査契約を締結し、独立した立場から監査を受けております。同監査法人及び当社との間には、特別な利害関係はありません。なお、会計監査業務を執行した公認会計士の氏名、監査業務にかかる補助者の構成については以下のとおりであります。なお、継続監査年数については、7年以内であるため記載を省略しております。

業務を執行した公認会計士の氏名

公認会計士 西岡 朋晃

公認会計士 小澤 悠二

監査業務にかかる補助者の構成

公認会計士 4名

### ■ 3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

現状の体制を採用している理由としましては、事業内容及び会社規模等に鑑み、業務執行機能と監督・監査機能のバランスを効率的に發揮する観点から、上記のような体制が当社にとって最適であると考えているためであります。

## III. 株主その他の利害関係者に関する施策の状況

### ■ 1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

株主総会招集通知の早期発送及びWEBサイトへの公開等の対応をして参ります。また、今後当社の株主となって頂く方がより多くご参加頂けるよう、極力集中日を避けて開催する等の対応をしてまいります。

### ■ 2. IRに関する活動状況

(1) IR資料のホームページ掲載：公開後、当社WEBサイト上にIRページを設け、TDネットに掲載された開示情報、決算情報、発行者情報、特定証券情報等を掲載していく予定です。

(2) IRに関する部署（担当者）の設置：管理部にて対応してまいります。

### ■ 3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

当社で定める、39項目のフィロソフィー一つ一つが、ステークホルダーの立場の尊重に係る理念として定められております。特に「利他の心で判断する」「大家族主義の信頼関係を築く」という2項目では、社内外に対しての考え方として相互協力を基に中長期的な会社の発展を目指すことを掲げております。また、月1回の頻度でフィロソフィーを基準に役員及び従業員が意見を交わす「夢コン」を開催しており、当理念の浸透及び実行を推進しております。

## IV. 内部統制システム等に関する事項

### ■ 1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

#### (1) 取締役及び従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ①当社は会社理念として「WB F グループフィロソフィ」を定めており、これを具現化するために役職員全員で共有し、実践します。
- ②取締役及び従業員が、法令・定款の遵守を徹底するため、企業倫理の徹底に向けた社内教育を実施します。
- ③当社の役員・従業員は、当社における重大な法令違反その他のコンプライアンスに関する重要な事実を発見した場合、管理部担当長に報告するものとします。管理部担当長は、当該報告された事実についての調査を指揮・監督し、代表取締役と協議のうえ必要と認める場合適切な対策を決定します。
- ④代表取締役は経営企画室長に命じた上で内部監査担当者を選任し、これを直轄しております。  
内部監査担当者は、経営企画室長の指示に基づき業務執行状況の内部監査を行います。
- ⑤当社の役員・従業員は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては、毅然とした態度で臨み、一切の関係を遮断します。

#### (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ①取締役の職務の執行に係る文書その他の情報に関して、文書管理規程、取締役会規程等に従い、文書又は電磁的方法により記録を作成し、適切に保存及び管理（廃棄を含む）を行います。
- ②取締役の職務執行情報に関して、監査役又は監査役を補助する従業員が閲覧を求めた場合、担当取締役は、速やかに当該情報・文書を閲覧に供します。

#### (3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

危機管理規程に基づき、リスクマネジメント及び緊急等の対応を定めております。また、週1回の経営幹部会議でリスク情報を収集し、対応を検討している他、内部監査によってリスク情報を発見し、必要に応じてリスク回避、低減の改善を関係部門に要求しております。

#### (4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ①取締役会を毎月1回定期開催するほか、必要に応じて随時開催します。そこで審議・決定された内容は、職務を執行する担当部門において速やかに実施します。
- ②職務権限規程、職務分掌規程において、取締役・従業員の職務分担を明確にし、当該担当業務の執行については、決裁に関わる規程を適宜見直し、適正かつ効率的な体制を確保します。
- ③内部監査を担当する部門を「経営企画室」とし、各部門の業務執行の適正性や妥当性をモニタリングし、適時、代表取締役への報告を行います。
- ④弁護士を含む各種専門家等の第三者の関与を通じてコーポレート・ガバナンス体制の充実・強化を図ります。

#### (5) 取締役及び従業員が監査役に報告をするための体制、その他の監査役への報告に関する体制

監査役は、取締役会のほか重要な会議に出席し、取締役及び従業員から重要事項の報告を受けます。また、取締役及び従業員は、下記に定める事項につき、直接、必要な報告を行います。

- ・当社の内部統制システム構築に係る部門の活動状況
- ・当社の重要な会計方針、会計基準及びその変更
- ・業績及び業績見込みの発表内容、重要開示書類の内容
- ・当社が保有する個人情報の管理状況
- ・その他、会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実

(6) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ①監査役は、重要な意思決定や業務の執行状況を把握するため、取締役会のほか、重要な会議に出席し、意見を述べるとともに、業務執行状況に関する文書を閲覧し、取締役又は従業員から説明を求めることができます。
- ②監査役は、監査の実施にあたり、内部監査主管部署である経営企画室や監査法人と意見交換を行い、連携を図ります。

(7) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

危機管理規程に基づき、リスクマネジメント及び緊急時の対応を定めております。また、週1回の幹部会議でリスク情報を収集し、対応を検討している他、内部監査によってリスク情報を発見し、必要に応じてリスク回避、低減の改善を関係部門に要求しております。

■ 2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、市民社会の秩序や安全に脅威を与え、健全な経済・社会生活の発展を妨げる反社会的勢力に対しては、毅然とした態度で対応し、いかなる名目の利益供与も行なわず、組織的に対応しております。また、反社会的勢力による経営活動への関与や当該勢力が及ぼす被害を防止する観点から、「反社会的勢力対策規程」において反社会的勢力との関わり方について定め、さらには、専門機関との連携等により、反社会的勢力の排除に向けて当社全体で取り組んでおります。

(1) 対応部署の設置

管理部を担当部署とし、不当要求等の事案ごとに関係部署と協議し、対応しております。

(2) 外部の専門機関との連携

所轄警察署等専門機関や、弁護士等、外部の専門機関との連携を図っております。

(3) 反社会的勢力に関する情報の収集及び管理

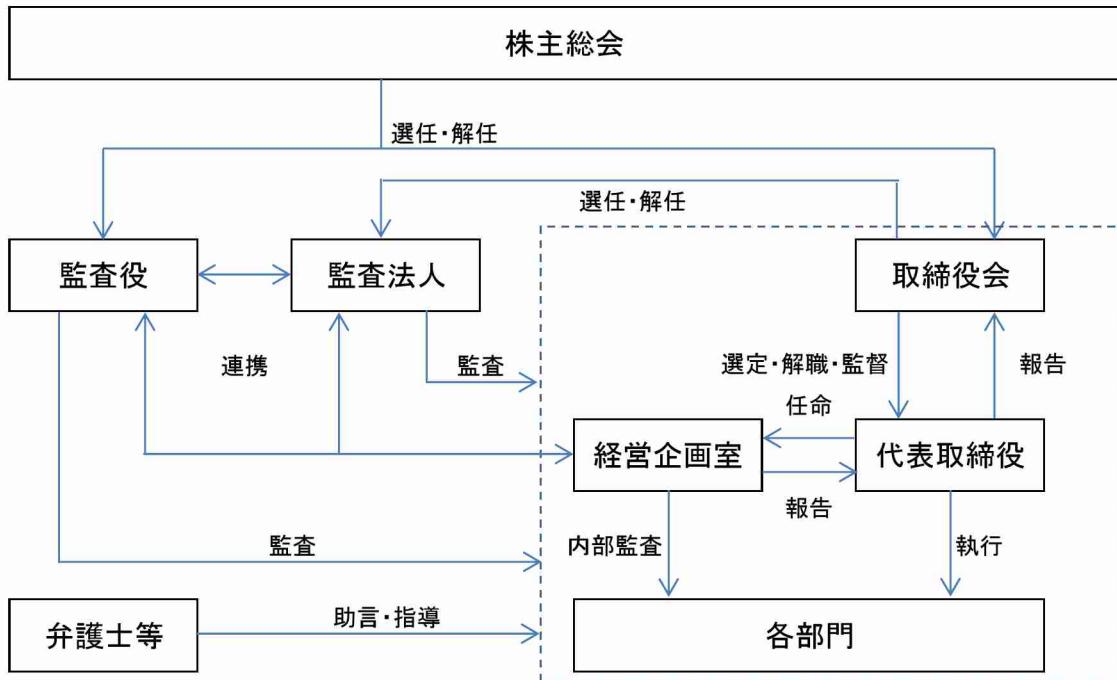
管理部担当長を担当として、反社会的勢力に関する情報を収集・管理し、反社会的勢力に該当するかの確認を実施しております。

## V. その他

- 1. 買収防衛策導入の有無 なし
- 2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

### (1) 模式図

当社のコーポレート・ガバナンス模式図は次のとおりです。



### (2) 適時開示体制の概要

当社の適時開示体制フローは次のとおりです。

